

感染症の拡大対策！事業全般に広く使える

# 持続化給付金

【給付金額】 のお知らせ

法人200万円、個人事業者100万円を上限

【計算方法】

※対象月は2020年1月から12月の間で選択

(前年の総売上) - (※対象月の前年同月比△50%の売上×12ヶ月)

【対象要件】

- ・ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ・2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ている事業者。
- ・今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ・法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

## 持続化給付金の申請方法

【申請に必要な書類】

電子申請の送信完了締め切りが令和3年1月15日の24時まで。

法人	個人事業主
直前の事業年度の確定申告書別表1（收受日付印のあるもの※1）控え、及び法人事業概況説明書の控え	〈青色申告者・白色申告者共通〉 2019年確定申告書（收受日付印のあるもの※2）控え、及び青色申告決算書の控え ※但し、青色申告決算書を提出しないもの（任意）を除く
対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他基礎資料）	売上減少となった月の売上台帳等の写し（経理ソフト、エクセル、手書き台帳なども可）
法人名義の振込先口座の通帳の写し（通帳の表・1～2ページ目）	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（通帳の表・1～2ページ目）
	本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等、住所・氏名・顔写真がはっきり判別できるもの）
その他事務局が必要と認める書類	その他事務局が必要と認める書類

法人※1 確定申告書（控え）に收受印が押印されていない場合は、代わりとして、税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類（様式自由）を提出してください。

個人※2 確定申告書（控え）に收受印が押印されていない場合は、代わりとして納税証明書（その2）を提出してください。

（\*共通）e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。

【申請手順】 通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金。

- ① 持続化給付金ホームページへアクセス
- ② 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]
- ③ 入力したメールアドレスの、受信メールを確認して [本登録]へ
- ④ ID・パスワードを入力すると [マイページ] が作成されます
- ⑤ 必要書類を添付 ※スマホなどの写真画像でもOK (できるだけきれいに撮ってください！)